



福岡医発第 1292 号 (地)
令和 3 年 7 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて (第25報)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関しましては、令和 3 年 7 月 7 日付 (福岡医発第1119号 (地)) 文書にて第24報についてご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨時的な取扱いに関する第25報が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

今般の事務連絡では、第21報、第22報、第24報において、老健等における医師や介護サービス事業所等の看護職員が、自治体の依頼を受け、新型コロナワクチンの接種に協力する場合や、介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナワクチンの接種を受ける時等について、人員基準上の配置や加算の配置に係る要件等に影響しない取扱いとなる旨が示されておりますが、各事務連絡の適用日以前に生じた事例についても、人員基準等について同様の取扱いとして差し支えない旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報vol. 998

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第25報)

(令 3. 7. 19 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 69)
令和 3 年 7 月 20 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて (第 25 報)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いに関しましては、令和 3 年 7 月 5 日付 (介 60) 文書にて第 24
報のご連絡を申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨時
的な取り扱いに関する第 25 報が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今般の事務連絡では、第 21 報、第 22 報、第 24 報において、老健等におけ
る医師や介護サービス事業所等の看護職員が、自治体の依頼を受け、新型
コロナワクチンの接種に協力する場合や、介護サービス事業所に勤務する
職員が新型コロナワクチンの接種を受ける時等について、人員基準上の配
置や加算の配置に係る要件等に影響しない取扱いとなる旨が示されてお
りますが、各事務連絡の適用日以前に生じた事例についても、人員基準等
について同様の取扱いとして差し支えない旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医
師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol.998

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時
的な取扱いについて (第 25 報)

(令 3.7.19 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護
推進課、老人保健課)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る介護サ
ービス事業所の人員基準等の臨時的な取
扱いについて（第25報）

計2枚（本紙を除く）

Vol.998

令和3年7月19日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3948、3989)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和3年7月19日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて（第25報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第25報）」を送付いたしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 21 報）」（令和 3 年 5 月 6 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 22 報）」（令和 3 年 5 月 20 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 24 報）」（令和 3 年 7 月 2 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）について、各事務連絡の適用日以前に生じた事例についても、人員基準等について同様の取扱いとして差し支えないか。

（答）

差し支えない。

<参考>

○第 21 報の主な内容

老健等における医師が、入所者へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナワクチンの接種に協力する場合は、自施設の利用者の心身の状態の把握や管理業務等に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくことを前提とし、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなることを示したものの。

○第 22 報の主な内容

事業所等の看護職員が、自事業所等の利用者等へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナワクチンの接種に協力する場合は、自事業所等の利用者等の心身の状態の把握等の健康管理や看護の提供に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくことを前提とし、人員基準上の配置や加算の配置に係る要件等に影響しない取扱いとなることを示したものの。

○第 24 報の主な内容

職員が新型コロナワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に人員配置基準や加算の要件を満たさなくなる場合、柔軟な対応をして差し支えないことを示すとともに、第 21 報及び第 22 報の取扱いは、大規模接種会場での接種や職域接種等における新型コロナワクチンの接種に協力する場合にも同様の取扱いとして差し支えないことを示したものの。